

## 日本ミニバスケットボール連盟の見解

(全国ミニバスケットボール大会出場における

1 チームを構成する児童在籍小学校の学校数の制限について ～ より抜粋)

### ○全国大会出場に関して

連合は原則 4 校までとする。

それ以上の校数については「普及、育成」の観点に照らして逸脱するものでなければ日本ミニ連と各県連盟の合議の上、特例として認めることができるものとする。

### ○チーム編成について

- ・「強化」ではなく「育成」に主眼を置いたチーム編成、経営が求められる。
- ・チームが合体(連合)しなければならない理由と対象になる児童の生活や活動の基盤がどこにあるかを判断することが大切である。地域に根ざしたチーム編成を求める。
- ・都道府県連盟は指導者の育成を推進し、多数校で構成され、部員数が多いチームは分割や再編成していくように指導していく必要がある。

### ○地域の捉え方

- ① 児童が通学している学校に登録チームがある場合、児童はそのチームに所属する。
- ② 登録チームが無い場合は近隣のチームに所属することができる。
- ③ 近隣のチームとは、ごく近くの隣接学区にあるチームをさし、隣接学区にチームがあるにもかかわらず、それをまたいで隣接していない学区の他チームが受け入れることは適切ではない。
- ④ 国立、私立などの特定学区を持たない小学校の児童はその在籍校にチームがない場合は、居住地の学区にある登録チームに所属するものとする。
- ⑤ 上記以外で児童を受け入れる場合は、地区連盟と事前相談の上、判断する。  
チーム指導者や保護者同士の暗黙の了解や、規定の勝手な解釈や判断で児童の受け入れを進めてはならない。

### ○児童の移籍について

特別な事情のない限りチーム間の移籍は認めない。特別な事情とは、基本的には転居を伴う転校及びチームの新設もしくは所属チームの統廃合をさす。

○4 校を超えるチームが全国大会に出場した場合、日本ミニ連から 4 校を超えた経緯や理由の説明を求められ、その内容によっては出場を認められないケースもある。

### 広島県ミニ連の改正点

- ・ 5. 児童が所属する小学校に登録チームがない場合は近隣のチームで活動できる。
- ・ 3. (4)規定 5 に定めた児童を加えると 4 校を超える場合は、事前に各地区理事会に連絡し、承認を受け、例外として認められる。

※日本ミニ連の見解に基づき、あくまでも特例であることを認識しなければならない。

### 広島県ミニ連の対応

- ・ 各地区連盟は登録規定を遵守し主体性と責任をもって適切に運用していくこと。
- ・ 4 校を超える登録については「選手登録承認願」を提出し、連盟の承認を得る。
- ・ 4 校を越える登録をするチームがある場合には県理事会に報告する。
- ・ 児童の移籍についてはチーム内あるいは保護者間のトラブルを理由には認めない。

